

中国反外国制裁法の実施規定の公布について（速報：改訂版）

- 一報復リスト掲載者に対し、金融、貿易に限らずあらゆる分野での制裁が可能
- 一報復措置を遵守しない外国企業等に対しても輸出入活動等の禁止に加え、政府調達、入札、データ授受、出入国の禁止・制限等が選択肢に
- 一制裁・禁輸対象者等向け、米国向けには、中国原産鉱物資源を含有・使用する製品の輸出・再輸出も禁止・制限される可能性大
- 一局面次第では他国規制との「板挟み」の圧力度合いが高まる懸念

2025.3.25／改訂版同 4.2

CISTEC 事務局

※改訂版では、若干の記載補充を行った（青色部分）。

3月24日、中国政府は2021年に公布された、反外国制裁法の実施に関し、具体的な内容を定めた、反外国制裁法の実施規定を公布・施行した。

■中華人民共和国国务院令第803号

《中華人民共和国反外国制裁法》実施に関する規定：別添1 ※CISTEC 仮訳
https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7015400.htm

参考：反外国制裁法制定時のCISTEC解説記事（2021年6月15日）

中国の「反外国制裁法」の施行について（仮訳添付）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf>

※以下、関連法規として掲載。

■中華人民共和国对外関係法：別添2 ※CISTEC 仮訳

■中華人民共和国主席令90号

中華人民共和国反外国制裁法：別添3 ※CISTEC 仮訳

・報復措置について

对外関係法第33条において、「国際法と国際関係の基本準則に違反し、中華人民共和国の主権、安全、発展の利益を脅かす行為」に対し、相応の報復、制限措置をとる権利を有し、国务院等は必要な行政法規等を制定し、関連する報復、制限措置を確定、実施している（別添2を参照。）。

・実施規定の概要

実施規定は、中華人民共和国对外関係法、中華人民共和国反外国制裁法等の法律に基づ

き制定され（第1条）、全22条で構成されている。また、反外国制裁法は総体国家安全観を貫徹する旨を明確にしており、国の主権、安全、発展の利益を守り、我が国の公民、組織の合法権益を保護するものであるとしている（第2条）。

実施規定は、大別して、報復措置の具体的な内容を規定、報復手順の具体化、措置執行の強化（報復措置を遵守しない外国企業等に対し輸出入活動等の禁止等）等である。

最近では、信頼できないエンティティリストの掲載に際し、米国側の規制によって中国企業との取引が困難となったことが、中国側から見て差別的な措置を取っているとされ制裁対象となるという構図による「板挟み」の懸念が現実化していると解説（以下CISTEC解説p.3参照）したが、本実施規定の施行において、後述に述べるような、（報復リスト掲載企業等に対する報復措置とは別に）報復措置を遵守しない外国企業等に対する輸出入活動の禁止に加え、政府調達等の禁止、データ等の提供の禁止や中国に逗留・居留することの禁止等が新たに導入され、局面次第では「板挟み」の圧力度合いが高まる懸念がある。

■CISTEC解説（2025.3.5）

- 一農産物に対する関税措置等
- 一防衛関連等の米国企業10社を信頼できないエンティティリストへ追加
- 一米企業イルミナ社（2月4日付信頼できないエンティティリストに掲載）に対する措置の決定
- 一米国企業15社を輸出管理規制ユーザーリストに追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosh/china/data/20250305.pdf

① 報復措置の具体的な内容を規定

反外国制裁法では、中国の公民、組織に対し差別的規制措置を講じた場合、相応の報復措置を執る権利を有しており（第3条）、当該措置に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定し（第4条）、その個人、組織（その配偶者や高級管理職員等の関係者含む）に対し、4類型の措置を講じることができる（第6条）とされている。

■反外国制裁法第6条の規定

反外国制裁法（抄）※CISTEC仮訳

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf#page=12>

第六条 国務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第四条、第五条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つあるいは複数の措置を講じることを決定することができる：

- （一）査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放；

(二) 我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結；

(三) 我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限；

(四) その他の必要な措置。

今般、実施規定において、第6条の規定のうち、「その他の各種財産」、「関連取引、協力等の活動」及び「その他の必要な措置」について、その具体的な内容を定めている。

■ 「その他の各種財産」

実施規定第7条において、「現金、手形、銀行預金、有価証券、ファンド持分、株式、知的財産権、売掛金等の財産や財産権利が含まれる」とされている。

■ 「関連取引、協力等の活動」

実施規定第8条において、「教育、科学技術、法律サービス、環境保護、経済貿易、文化、観光、衛生、スポーツ分野の活動を含むが、それらに限定されない」とされている。

■ 「その他の必要な措置」（※輸出入活動や投資が含まれている）

実施規定第9条において、「我が国と関わる輸出入活動を禁止または制限する、我が国国内への投資を禁止または制限する、それに向けた関連品目の輸出を禁止する、それに向けたデータ、個人情報の提供を禁止または制限する、その関係者が我が国国内における労働許可、逗留または居留資格を取り消す、または制限し、罰金に処することを含むが、それらに限定されない。」とされている。

これには、（中国からの輸出に限らず）外国からの再輸出禁止も含むと考えられる。この点は、信頼できないエンティティリスト掲載企業に対する制裁として、同様に「中国に関連する輸出入活動を制限・禁止」が規定されていたが、昨2024年5月に米国の Capplugs 社（コネクター等製品保護製品メーカー）に対して「中国の規制を回避して米防衛3社に中國製品を移転した」として再発防止策の提出を要求し、従わない場合は同リスト掲載の警告を行ったことからも類推できる（以下CISTEC解説p.3参照）。

中国側からみた禁輸・制裁の迂回・潜脱に対するものであり、こうした観点からも、報復リスト掲載企業と取引関係にある企業等に関しては十分に注意する必要がある。

■CISTEC解説（2024.8.5）

中国の最近の輸出規制とその関連動向（改訂版）

－2024年春以降の動向を中心として

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801.pdf>

■なお、中国商務部は、3月28日に「両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン」を公表

し、その中で、鉱物資源が含有、使用されている関連製品についての両用品リストの該非についての見解が QA スタイルで紹介されている。

例えば、「47.ガリウム化合物を含有するデバイスまたは素材」「50.金属または繊維等の素材を使用した黒鉛製品」「54.メタタングステン酸アンモニウム」「55.焼結金属炭化タンゲステン（タンゲステンカーバイド）等の関連製品」「57.テルル化カドミウム、テルル化亜鉛で製造した太陽エネルギー ユニット」について該非が解説され、基本的には「リスト規制対象の両用品目には該当しない」としている。しかし留保が付き、輸出管理法第十二条第三項に記載された状況に該当する場合は除く。』とされている。

輸出管理法第十二条第三項は、キャッチオール規制の条項である。同規制には客観要件とインフォーム要件とがある。

◎輸出管理法第十二条第三項：

輸出管理リストに記載された管理品目および臨時管理品目以外の貨物・技術とサービスにおいて、関連する貨物、技術とサービスで以下のリスクが存在する可能性のあることを、輸出者が知っている、または知っていたはず、あるいは国家輸出管制管理部門の通知を受けた、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない：

- (一) 国の安全と利益に危害を及ぼす；
- (二) 大量破壊兵器およびその輸送用具の設計・開発・生産あるいは使用に用いられる；
- (三) テロリズムの目的に用いられる。

ここでは、中国固有の極めて広汎な「総体国家安全観」に即した「(一) 国の安全と利益に危害を及ぼす」との項目があるが、

- ・これを理由とした制裁の制度である反外国制裁法、信頼できないエンティティリスト、輸出管理リスト（輸出管理法上の禁輸・制限対象者）等の制裁リスト、禁輸リストに掲載されている者向けの場合
- ・個別にこれを理由としてエンドユース、エンドユーザー規制対象となっている国、者向け場合（2024年12月3日付の対米輸出管理強化措置等）

などは、規制対象の両用品目として扱われる可能性が高いと思われる。

「関連両用品目の米国に対する輸出管理強化に関する公告」(2024.12.3) の内容

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241203.pdf

- ① 米国の軍事ユーザー向け又は軍事用途のデュアルユース貨物の輸出を禁止。
- ② 両用品目のうち、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連のデュアルユース貨物の米国向けの輸出は原則として不許可。
- ③ 黒鉛デュアルユース貨物の米国向けの輸出については、より厳格な最終需要者及び用途審査を実施。

そうなると、在中国の外資系企業の製品の輸出はもちろん、中国以外の外国で、中国の鉱物資源やその関連製品を使って製造された製品の米国向け、米国の軍事ユーザー・軍事用途

向け、制裁・禁輸者リスト掲載者向けの再輸出についても、直接はリスト規制の両用品に該当しない鉱物資源を含有、使用した関連製品は規制対象となってくる可能性が高いと思われる。

また、それは実質的に、再輸出規制のうちのデミニミスルールの適用となり、更に、鉱物資源の含有率等が示されているわけではないことから、米国が一部で行っている「デミニミスルールの不適用」（僅かでも含有、使用されていたら規制対象）に近い扱いとなってくると考えられる。

※ 詳細は、以下の CISTEC 解説資料を参照。

◎中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について (2025.4.2)

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250402.pdf

■また、報復措置を遵守しない外国企業等に対し、第 13 条において、その是正を命じ、輸出入活動等を禁止することができる旨が新たに規定（後述③）されている。

② 報復措置の手順の具体化

実施規定において、國務院関係部門は、報復措置に際し「相応の調査と対外協議を行う権限を有する」（第 4 条）とされ、当該措置を講じる場合、「報復措置の適用対象、具体的な報復措置、施行期日等を明確に」し（第 5 条）、公式ウェブサイト等の手段を通じて発表する（第 11 条）とされている。

③ 措置執行の強化（報復措置を遵守しない外国企業等に対し貿易、政府調達、入札、データ授受、出入国の禁止・制限等）

実施規定第 13 条において、報復措置に従わない外国企業等に対し「関連する貨物、技術の輸出入または国際サービス貿易等の活動を禁止または制限する」ことに加え、政府調達、入札募集、応札の禁止又は制限や、データの国外への提供の禁止等、中国に逗留・居留することの禁止等も含めた制裁措置を科することができる措置が新たに導入されている。

参考：関連報道（CISTEC 仮訳）

新華網 2025 年 3 月 24 日¹

¹ 「李强签署国务院令 公布《实施〈中华人民共和国反外国制裁法〉的规定》」（新華網）

李強が国務院令に署名、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》を公布
新華社北京 3月 24 日電 国務院総理の李強がこのほど国務院令に署名し、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》(以下、《規定》と略)が公布された。《規定》は公布の日より施行され、全文は合計 22 条、主な内容は以下の通り。

第一に、報復措置の整備。《中華人民共和国反外国制裁法》(以下、反外国制裁法と略)第六条第二項の封印、留置、凍結する“その他の各種財産”に現金、手形、銀行預金、有価証券、ファンド持分、株式、知的財産権、売掛金等の財産や財産権利が含まれることを明確にした；反外国制裁法第六条第三項の実施を禁止または制限する“関連交易、協力等の活動”に、教育、科学技術、法律サービス、環境保護、経済貿易、文化、観光、衛生、スポーツ分野の活動を含むが、それらに限定されないことを明確にした；反外国制裁法第六条第四項の“その他の必要な措置”には、我が国と関わる輸出入活動を禁止または制限する、我が国国内への投資を禁止または制限する、それに向けた関連品目の輸出を禁止する、それに向けたデータ、個人情報の提供を禁止または制限する、その関係者が我が国国内における労働許可、逗留または居留資格を取り消す、または制限し、罰金に処することを含むが、それらに限定されないことを明確にした。

第二に、報復手順の具体化。国務院の関連部門は報復を実施する過程において相応の調査と対外協議を行う権限を有すること明らかにした；報復の決定は報復装置の適用対象、具体的な報復措置、施行期日等を明らかにしなければならないと規定した；報復の決定は国務院の関係部門の公式サイト等の手段を通じて発表し、速やかに更新しなければならないことを明確にした。

第三に、部門の連携強化。国務院の関係部門は各自の職責と任務分担に基づいて反外国制裁関連業務の担当の責任を負い、協力・連携と情報共有を強化することを規定している。

第四に、措置執行の強化。法に基づいて報復措置を実施しないことに対して、国務院の関係部門は是正するよう命じ、それが政府調達、入札募集・応札および関連する貨物、技術の輸出入または国際サービス貿易等の活動を禁止または制限する、それがデータ、個人情報を国外から受け取る、国外に提供するのを禁止または制限する、それが出国する、我が国国内に逗留・居留するのを禁止または制限する等の権限を有することを規定した。同時に、報復措置が採られる組織、個人は行為を是正する、行為を取り除いた後に、講じら

2025 年 3 月 24 日)

<http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/20250324/d499659f79c140aeade9bbea1e0de9b6/c.html>

れた報復措置の一時停止、変更、または取消を申請できることを規定している。

中華人民共和國國務院令

第 803 号²

《〈中華人民共和國反外国制裁法〉実施に関する規定》は 2025 年 3 月 21 日に國務院第 55 回常務會議で可決され、今ここに公布し、公布の日より施行する。

總理 李強

2025 年 3 月 23 日

《中華人民共和國反外国制裁法》実施に関する規定

第一条 《中華人民共和國對外關係法》、《中華人民共和國反外国制裁法》（以下、反外国制裁法と略）等の法律に基づき、本規定を制定する。

第二条 反外国制裁業務は総体国家安全觀を貫徹し、国の主権、安全、発展の利益を守り、我が国の公民、組織の合法権益を保護するものである。

第三条 外国国家が国際法や国際関係の基本準則に違反し、各種の口実またはその本国の法律に基づいて我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的制限措置を講じ、我が国の内政に干渉した場合、または外国の国家、組織、個人が我が国の主権、安全、発展の利益を脅かす行為を実施、協力、支援した場合、國務院関係部門は反外国制裁法と本規定に基づいて、関係する組織、個人およびそれに関わる組織、個人を報復リストに加える、報復措置を講じることを決定する権限を有する。

第四条 國務院関係部門は反外国制裁法と本規定を実施する過程において、相応の調査と対外協議を行う権限を有する。

第五条 國務院関係部門が報復措置を講じる決定を下す際、報復措置の適用対象、具体的な報復措置、施行期日等を明確にしなければならない。

第六条 反外国制裁法第六条第一項の査証を発行しない、入国禁止、査証取消または国外追放は、國務院の外交、国家移民管理等の関係部門が、職責権限に従って実施する。

第七条 反外国制裁法第六条第二項の封印、留置、凍結は、國務院公安、財政、自然資源、交通運輸、海關（税關）、市場監督管理、金融管理、知的財産権等の関係部門が、職責権限に従って実施する。

反外国制裁法第六条第二項のその他の各種財産には、現金、手形、銀行預金、有価証券、ファンド持分、株式、知的財産権、売掛金等の財産や財産権利が含まれる。

第八条 反外国制裁法第六条第三項の我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限は、教育、科学技術、法律サービス、環境保護、経済貿易、文化、観光、衛生、スポーツ分野の活動を含むが、それらに限定されない。國務院の教育、科学技術、

² 「实施《中华人民共和国反外国制裁法》的规定」（中国政府網 2025 年 3 月 24 日発布）

https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7015400.htm

司法行政、生態環境、商務、文化・觀光、衛生健康、スポーツ行政等の関係部門が、職責権限に従って実施する。

第九条 反外国制裁法第六条第四項のその他の必要な措置は、我が国と関わる輸出入活動を禁止または制限する、我が国国内への投資を禁止または制限する、それに向けた関連品目の輸出を禁止する、それに向けたデータ、個人情報の提供を禁止または制限する、その関係者が我が国国内における労働許可、逗留または居留資格を取り消す、または制限し、罰金に処することを含むが、それらに限定されない。

第十条 国務院の外交、商務、発展改革、司法行政等の部門は各自の職責と任務分担に従って、反外国制裁業務機構の関連業務の担当に責任を負う。国務院の関係部門は報復措置の確定と実施に対して共同・連携と情報共有を強化する。

第十一条 国務院の関係部門は関係する報復措置を講じる、一時停止する、変更する決定を下す場合、公式ウェブサイト等の手段を通じて発表しあつ速やかに更新しなければならない。

第十二条 報復措置を国務院のその他の部門が実施する必要のある場合、報復措置を講じる、一時停止する、変更するまたは取り消す決定を下す国務院の関係部門は関連する手続きに従って、報復措置の決定を実施の責任を負う国務院の関係部門に通達しなければならない。

報復措置の決定を受け取った国務院の関係部門は、職責分担に従って実施しなければならない。

第十三条 国務院の関係部門は法に基づいて報復措置を実施しないことに対して、是正するよう命じ、それが政府調達、入札募集・応札および関連する貨物、技術の輸出入または国際サービス貿易等の活動を禁止または制限する、それがデータ、個人情報を国外から受け取る、国外に提供するのを禁止または制限する、それが出国する、我が国国内に逗留・居留するのを禁止または制限する等の権限を有する。

第十四条 報復措置を講じる決定の公布後、報復措置が採られる組織、個人は報復措置を講じる決定を下した国務院の関係部門に一時停止、変更、または関連する報復措置の取消を申請することができ、申請時に行為を是正した、措置を講じて行為を取り除いた結果等の面の事実と理由を提供しなければならない。

第十五条 報復措置を講じる決定を下した国務院の関係部門は実際の状況に基づいて報復措置の実施状況と効果について評価を行うことができる。

報復措置を講じる決定を下した国務院の関係部門は評価結果に基づいて、または報復措置が採られた組織、個人が申請した事実と理由の審査状況に基づいて、関連する報復措置を一時停止、変更または取り消すことができる。

第十六条 報復措置を講じる決定の公布後、関係する組織、個人が特殊な状況下で報復措置が採られた組織、個人と禁止または制限された関連する活動を行う必要が確かにある場合、報復措置を講じる決定を下した国務院の関係部門に相応の事実と理由を提供し、同意を

経て報復措置が採られた組織、個人と関連する活動を行うことができる。

第十七条 外国の国家が我が国の公民、組織に対して講じた差別的制限措置を実施するまたは実施に協力した場合、国務院の関係部門は事情聴取する、是正するよう命じる、相応の処理措置を講じる権限を有する。

第十八条 いかなる組織や個人も外国の国家が我が国の公民、組織に対して講じた差別的制限措置を実施するまたは実施に協力し、我が国の公民、組織の合法権益を侵害した場合、我が国の公民、組織は人民法院に訴訟を提起し、侵害の停止、損失の賠償を要求する権利を有する。

第十九条 外国の国家、組織または個人が訴訟を働きかける、実施するなどの手段で我が国の主権、安全、発展の利益を脅かした場合、国務院の関係部門は訴訟や判決執行等の活動に関わる上述の主体および関連する組織、個人を報復リストに加え、入国を制限する、我が国国内にある財産を封印、留置、凍結する、それと関連する交易、協力を行うことを禁止または制限する等の報復措置を講じる権限を有し、財産の強制執行およびその他のさらに厳しい報復措置を講じる権利を留保する。

いかなる組織や個人もみな前項の外国の国家、組織または個人が働きかける、実施する訴訟で下された判決を執行、または執行に協力してはならない。

第二十条 弁護士事務所、公証機関等の専門サービス機関が反外国制裁に法律サービスを提供することを奨励・支援する。これには関連する組織、個人が反制裁措置を実行するために実施するリスクの制御・管理に協力する、我が国の公民、組織の代理として関連する組織、個人が外国国家の差別的制限措置を実施するまたは実施に協力して合法権益を侵害したことについて人民法院に訴訟を提起する、関連する公証手続き業務等が含まれる。

第二十一条 反外国制裁法および本規定を実施する過程において、司法が関連する業務に協力する場合、国務院司法行政部門は主管機関と共同で我が国の関連法律、締結または参加している国際条約に従って手続きを行う。

第二十二条 本規定は公布の日より施行する。

中華人民共和国对外関係法³
(2023年6月28日第14期全国人民代表大会常務委員会第三次会議可決)

第一章 総則

第二章 対外関係における職権

第三章 対外関係発展の目標任務

第四章 対外関係の制度

第五章 対外関係を発展させるための保障

第六章 附則

第一章 総則

第一条 対外関係を発展させ、国の主権・安全・発展の利益を守り、人民の利益を守り発展させ、社会主義現代化強国を建設し、中華民族の偉大な復興を実現し、世界の平和と発展を促進し、人類運命共同体の構築を押す進めるため、憲法に基づいて、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国は各国の外交関係と経済・文化などの各分野における交流と協力の発展、国際連合などの国際組織との関係の発展に、本法を適用する。

第三条 中華人民共和国はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、“三つの代表”重要思想、科学発展観、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、対外関係を発展させ、友好的往来を促進する。

第四条 中華人民共和国は独立自主の平和外交政策を堅持し、主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政の相互不干渉、平等互恵、平和共存の五原則を堅持する。

中華人民共和国は平和発展の道を堅持し、対外開放の基本的国策を堅持し、相互利益・ウインウインの開放戦略を実行する。

中華人民共和国は国連憲章の趣旨と原則を遵守し、世界の平和と安全を守り、世界の共同発展を促進し、新しい国際関係の構築を推し進める；平和的方法による国際紛争の解決を主張し、国際関係において武力を使用する、あるいは武力で威嚇することに反対し、霸権主義や強権政治に反対する；国の大小・強弱・貧富を問わず一律に平等であるとの立場を堅持し、

³ (訳者注) 「中华人民共和国对外关系法 (2023年6月28日第十四届全国人民代表大会常务委员会第三次会议通过)」(中国人大網 2023年6月28日)

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202306/d4a1d80fd2764a7ca3c57387cf17109d.shtml>

各国人民が自主的に選択した発展の道と社会制度を尊重する。

第五章 中華人民共和国は対外活動において、中国共産党の集中統一指導を堅持する。

第六章 国家機関と武装力量⁴、各政党と各人民団体、企業事業組織とその他の社会組織および公民は、対外交流・協力において国の主権・安全・尊厳・栄誉・利益を守る責任と義務がある。

第七条 国は民間の対外友好交流・協力の積極的な実施を奨励する。

対外交流・協力において際だった貢献を果たした者に対して、国の関連規定に従って表彰と奨励を与える。

第八条 いかなる組織や個人も本法と関連法律に違反し、対外往来において国の利益を損なう活動に従事したならば、法に従って法的責任を追及する。

第二章 対外関係における職権

第九条 中央外交事務指導機構は対外活動における意思決定と議事調整、国の対外戦略と関連重大方針・政策の研究・制定、指導・実施の責任を負い、対外活動のトップダウン設計、統括・調整、全面的推進、督促・実行の責任を負う。

第十条 全国人民代表大会とその常務委員会は外国と締結した条約と重要な協定を批准・破棄し、憲法と法律で定める对外関係の職権行使する。

全国人民代表大会とその常務委員会は对外往来を積極的に実施し、各国の議会、国際・地域の議会組織との交流と協力を強化する。

第十一条 中華人民共和国主席は中華人民共和国を代表し、国事活動を行い、憲法と法律で定める对外関係の職権行使する。

第十二条 国務人は対外事務を管理し、外国と条約や協定を締結し、憲法と法律で定める对外関係の職権行使する。

第十三条 中央軍事委員会は国際軍事交流と協力を組織・実施し、憲法と法律で定める対

⁴ (訳者注) 《中華人民共和国国防法》第22条に「中華人民共和国の武装力量は、中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊、民兵から構成される」とある。参考:「中华人民共和国国防法」(中華人民共和国国防部サイト 2020年12月27日)

http://www.mod.gov.cn/regulatory/2020-12/27/content_4876050.htm

外関係の職権を行使する。

第十四条 中華人民共和国外交部は法に従って外交事務を処理し、党と国の指導者と外国の指導者との外交往来の事務を請け負う。外交部は国家機関の各部門、各地域の対外交流・協力に対する指導・調整・管理・サービスを強化する。

中央と国家機関は職責分担に従って、対外交流・協力を実施する。

第十五条 中華人民共和国の外国に駐在する大使館・領事館および国際連合やその他の政府間国際組織に駐在する代表団などの在外外交機構は対外的に中華人民共和国を代表する。

外交部は在外外交機構の活動を統一指導する。

第十六条 省・自治区・直轄市は中央から授けられた権限に基づいて特定の範囲内で対外交流・協力を実施する。

省・自治区・直轄市の人民政府は職権に基づいてその行政区域における対外交流・協力事務を処理する。

第三章 対外関係発展の目標任務

第十七条 中華人民共和国は対外関係の発展において、中国の特色ある社会主义制度を守り、国の主権・統一と領土保全を守り、国の経済社会の発展に貢献する。

第十八条 中華人民共和国はグローバル発展イニシアティブ、グローバル安全イニシアティブ、グローバル文明イニシアティブを推進・実践し、全方位、多層的、幅広い分野、立体的な外交活動の計画準備を推進する。

中華人民共和国は大国間による協調と良好なインラクティブを促進し、親（友好）・誠（誠実）・恵（相互利益）・容（包容）の理念と隣国と良い関係を結ぶ、隣国をパートナーとするという方針に従って周辺国との関係を発展させ、真（眞実）・実（実務）・親（友好）・誠（誠実）の理念と正しい義利観（政治的には正義・道義を、経済的には互恵協力を堅持する価値観⁵⁾を堅持して発展途上国と団結・協力し、多国間主義を守り実践し、グローバルガバナンス体系の改革と建設に参加する。

第十九条 中華人民共和国は国際連合を確信とする国際体系を守り、国際法を基礎とする国際秩序を守り、国連憲章の趣旨と原則を基礎とする国際関係の基本準則を守る。

⁵⁾（訳者注）「新時代の中国の国際開発協力、海外の識者が注目」（中国網日本語版 2021年1月17日）http://m.china.com/wm/doc_1_76803_1844860.html

中華人民共和国は共商、共建、共享（共に話し合い、共に建設し、共に分かち合う⁶⁾）のグローバルガバナンス観を堅持し、国際規則の制定に参加し、国際関係の民主化を推し進め、経済のグローバル化が開放・包容・普遍的恩恵・平衡・ワインウィンの方向へ発展するよう推し進める。

第二十条 中華人民共和国は共同・総合・協力・持続可能なグローバル安全観を堅持し、国際安全協力を強化し、グローバル安全ガバナンスに参加するための仕組みを改善する。

中華人民共和国は国際連合安全保障理事会常任理事国の責任を履行し、国際平和と安全を守り、国際連合安全保障理事会の権威と地位を守る。

中華人民共和国は国際連合安全保障理事会が権限を授けた平和維持活動を支援・参加し、平和維持活動の基本原則を堅持し、主権国家の領土保全と政治の独立を尊重し、公平な立場を保持する。

中華人民共和国は国際軍備管理、軍縮と拡散防止体系を守り、軍拡競争に反対し、あらゆる形式の大量破壊兵器にかかる拡散活動に反対・禁止し、関連する国際義務を履行し、拡散防止の国際協力を実施する。

第二十一条 中華人民共和国は公平・普遍的恩恵、開放・協力、全面的協調、イノベーション・連携というグローバル発展観を堅持し、経済・社会・環境が調和した持続可能な発展と人との全面的発展を促進する。

第二十二条 中華人民共和国は人権を尊重・保障し、人権の普遍的原則が本国の実際とを結びつくよう堅持し、人権の全面的な協調発展を促進し、平等と相互尊重を基礎として人権分野の国際交流と協力を実施し、国際人権事業の健全な発展を推し進める。

第二十三条 中華人民共和国は世界各国が、国家・民族・文化の違いを超越し、平和・発展・公平・正義・民主・自由という全人類共通の価値を発揚することを主張する。

第二十四条 中華人民共和国は平等、相互参照、対話、包容という文明観を堅持し、文明の多様性を尊重し、異なる文明の交流・対話を推し進める。

第二十五条 中華人民共和国はグローバル環境・気候ガバナンスに積極的に参加し、グリーン・低炭素の国際協力を強化し、グローバル生態文明の建設に共同で取り組み、公平で合理的な、協力・ワインウィンのグローバル環境・気候ガバナンス体系の構築を推し進める。

⁶⁾ （訳者注）王広濤「中国におけるグローバル・ガバナンスの論理：その「新時代」の意味について」（『愛知大学国際問題研究所紀要』150号、2021年10月）。

第二十六条 中華人民共和国はハイレベルな対外開放の推進を堅持し、対外貿易を発展させ、積極的に外商投資を促進し、法に基づいて保護し、対外投資などの対外経済協力の実施を奨励し、“一带一路”共同建設の高品質な発展を推し進め、多国間貿易体制を守り、一国主義と保護主義に反対し、開放型の世界経済建設を推し進める。

第二十七条 中華人民共和国は経済・技術・物資・人材・管理などの方式を通じて对外援助を実施し、発展途上国の経済発展と社会の進歩を促進し、その独自の持続可能な発展能力を強化し、国際発展協力を推し進める。

中華人民共和国は国際人道主義協力と援助を実施し、防災・減災・災害救助における国際協力を強化し、関連国家の人道主義的な緊急な状況への対応に協力する。

中華人民共和国は对外援助の実施において他国の主権を尊重し、他の内政に干渉せず、いかなる政治的条件も加えないことを堅持する。

第二十八条 中華人民共和国は对外関係の発展の必要に基づいて、教育・科学技術・文化・衛生・スポーツ・社会・生態・軍事・安全・法治などの分野での交流・協力を実施する。

第四章 対外関係の制度

第二十九条 国は国内の法治と涉外の法治を統括して推進し、涉外分野の立法を強化し、涉外の法治体系の建設を強化する。

第三十条 国は憲法と法律に従って条約や協定に締結、あるいは参加し、関連する条約や協定で定められた義務を誠実に履行する。

国が締結あるいは参加した条約や協定は憲法に抵触してはならない。

第三十一条 国は適切な措置をとって条約や協定を実施・適用する。

条約や協定の実施と適用は国の主権、安全、社会公共の利益を損なってはならない。

第三十二条 国は国際法の基本原則と国際関係の基本準則の遵守に基づいて、涉外分野の法律法規の実施と適用を強化し、法に従って法執行、司法などの措置をとり、国の主権・安全・発展の利益を守り、中国の公民・組織の合法権益を保護する。

第三十三条 国際法と国際関係の基本準則に違反し、中華人民共和国の主権、安全、発展の利益を脅かす行為に対して、中華人民共和国は相応の報復・制限措置をとる権利を有する。

国务院とその部門は必要な行政法規、部門規章を制定し、相応の業務制度と仕組みを構築し、部門による協力・連携を強化し、関連する報復・制限措置を確定・実施する。

本条第一項、第二項に基づいて下した決定を最終決定とする。

第三十四条 中華人民共和國は一つの中国の原則を基礎として、平和五原則に従って世界各国と外交関係を構築。発展させる。

中華人民共和国は締結あるいは参加した条約と協定、国際法の基本原則と国際関係の基本準則に基づいて、外交・領事関係を変更・終止するなどの必要な外交行動を変更あるいは終了などの必要な外交措置をとる権利を有する。

第三十五条 国は措置を講じて国際連合安全保障理事会が国連憲章第七章に基づいて下した拘束力のある制裁決議と関連措置を実行する。

前項の制裁決議と措置の実行は、外交部が通知を発出し、公表する。国の関連部門と省・自治区・直轄市の人民政府は各自の職権の範囲内で措置を講じて実行する。

中国国内の組織と個人は外交部の公表した内容と各部門・各地区の関連措置を遵守し、上述の制裁決議と措置に違反する行為に従事してはならない。

第三十六条 中華人民共和国は関連法律と締結、あるいは参加した条約と協定に基づいて、外国の外交機関、外国の国家公務員、国際組織とその職員に相応の特権と免除を与える。

中華人民共和国は関連する法律と締結、あるいは参加した条約と協定に基づいて、外国の国家とその財産に免除を与える。

第三十七条 国は法に従って必要な措置をとり、中国公民と組織の海外における安全と正当な権益を保護し、国の海外における利益が脅威と侵害を受けないよう保護する。

国は海外における利益保護体系、業務の仕組みと能力建設を強化する。

第三十八条 中華人民共和国は法に従って中国国内の外国人と外国組織の合法権利と利益を保護する。

国は外国人の入国、滞在・居留を許可あるいは拒否する権利を有し、法に従って外国組織の国内における活動に対して管理を行う。

中国国内の外国人と外国組織は中国の法律を遵守し、中国の国家安全を脅かし、社会公共の利益を損ない、社会公共の秩序を破壊してはならない。

第三十九条 中華人民共和国は多国間・二国間の法治対話を強化し、対外法治交流・協力を推進する。

中華人民共和国は締結あるいは参加した条約や協定に基づいて、あるいは平等互恵の原則に従って、外国・国際組織と法執行、司法分野で国際協力を実施する。

国は対外法執行協力業務の仕組みを深化・拡張させ、司法協力体制・仕組みを改善し、法執行・司法分野の国際協力を推進する。国は国際的犯罪、反腐敗などを取り締まる国際協力

を強化する。

第五章 対外関係を発展させるための保障

第四十条 国は対外活動総合保障体系を整備し、対外関係を発展させる、国の利益を守る能力を強化する。

第四十一条 国は対外活動に必要な経費を保証し、対外関係発展の需要と国民経済の発展水準に適した経費保証の仕組みを構築する。

第四十二条 国は対外活動人材チームの建設を強化し、措置を講じて人材の育成・使用・管理・サービス・保障などの業務をしっかりと行うよう推し進める。

第四十三条 国はさまざまな形式を通じて社会公衆の対外活動に対する理解と支持を促進する。

第四十四条 国は国際コミュニケーション能力の建設を推進し、世界が中国をよりよく理解・認識するよう推し進め、人類文明の交流・相互参照を促進する。

第四十五条 国家推进国际传播能力建设，推动世界更好了解和认识中国，促进人类文明交流互鉴。

第六章 附則

第四十五条 本法は2023年7月1日より施行する。

中華人民共和国主席令

第九十号

《中華人民共和国反外国制裁法》は中華人民共和国第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議が 2021 年 6 月 10 日に採択した。今ここに公布し、公布の日より施行することとする。

中華人民共和国主席 習近平

2021 年 6 月 10 日⁷

中華人民共和国反外国制裁法

(2021 年 6 月 10 日第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議可決)⁸

第一条 国の主権、安全、発展の利益を擁護し、我が国の公民、組織の合法権益を保護するため、憲法に基づいて、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国は独立自主の平和外交政策を堅持し、主権と領土の保全性の相互尊重、相互不可侵、内政の相互不干渉、平等互恵、平和共存の 5 原則を堅持し、国連を中心とする国際体系と国際法を基礎とする国際秩序を擁護し、世界各国との友好協力を発展させ、人類運命共同体の構築を推し進める。

第三条 中華人民共和国は覇権主義と強権政治に反対し、如何なる国が如何なる口実、如何なる方式によって中国の内政に干渉することに反対する。

外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、我が国の内政に干渉したならば、我が国は相応の報復措置を採る権利を有する。

第四条 国務院の関係部門は本法第三条に規定した差別的規制措置の制定、決定、実施に直接、あるいは間接的に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定することができる。

⁷ 「(受权发布) 中华人民共和国主席令(第九十号)」(新華網 2021 年 6 月 10 日)

http://www.xinhuanet.com/2021-06/10/c_1127551942.htm

⁸ 「中华人民共和国反外国制裁法」(中国人大網 2021 年 6 月 10 日)

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/d4a714d5813c4ad2ac54a5f0f78a5270.shtml>

第五条 本法第四条の規定に基づいて報復リストに加えた個人、組織の他に、国務院の関係部門はさらに以下の個人、組織に対して報復措置を講じることができる。

- (一) 報復リストに加えた個人の配偶者と直系親族；
- (二) 報復リストに加えた組織の高級管理職員あるいは実質支配者；
- (三) 報復リストに加えた個人が高級管理職員を担当する組織；
- (四) 報復リストに加えた個人と組織が実質的に支配する、あるいは設立、運営に関与する組織。

第六条 国務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第四条、第五条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つあるいは複数の措置を講じることを決定することができる：

- (一) 査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放；
- (二) 我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の封印、留置、凍結；
- (三) 我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限；
- (四) その他の必要な措置。

第七条 国務院の関係部門が本法第四条から第六条の規定に基づいて下した決定を最終決定とする。

第八条 制裁措置を講じる根拠となる状況に変化が生じたならば、国務院の関係部門は関連する報復措置を一時停止、変更あるいは取り消すことができる。

第九条 報復リストと報復措置の確定、一時停止、変更あるいは取消は、外交部あるいは国務院のその他の関係部門が命令を発布し公布する。

第十条 国は反外国制裁業務調整機構を設立し、調整にかかる関連業務の統括に責任を負わせる。

国務院の関係部門は連携・協力と情報共有を強化し、各自の職責と任務の分業に基づいて関連する報復措置を確定・実施しなければならない。

第十二条 我が国国内の組織と個人は国務院の関係部門が講じる報復措置を実行しなければならない。

前項の規定に違反した組織と個人に対して、国務院の関係部門は法に基づいて処理し、これら組織・個人が関連活動に従事することを規制あるいは禁止する。

第十二条 いかなる組織と個人もすべて、外国国家が我が国の公民、組織に対して講じた

差別的規制措置を実行、あるいは実行に協力してはならない。

組織と個人が前項の規定に違反し、我が国の公民、組織の合法権益を侵害したならば、我が国の公民、組織は法に基づいて人民法院に訴訟を提起し、侵害を停止し、損失を賠償するよう要求することができる。

第十三条 我が国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、本法の規定の他に、関連する法律、行政法規、部門規章によってその他の必要な報復措置を講じることを規定することができる。

第十四条 如何なる組織と個人も報復措置を実行しない、実施に協力しなかったならば、法に基づいて法的責任を追及する。

第十五条 外国の国家、組織あるいは個人が実施、協力、支援する我が国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、必要な報復措置を講じる必要があったならば、本法の関連規定を参照して実行する。

第十六条 本法は公布の日より施行する。